

八代生活環境事務組合衛生センター運転業務 仕様書

1. 総 則

本仕様書は、八代生活環境事務組合（以下「発注者」という。）が発注する、衛生センターの運転業務（以下「業務」という。）について、基本的な内容を定めるものである。

なお、本仕様書及び設計書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために当然必要と思われるものについては、業務受注者（以下「受注者」という。）の責任において、すべて完備しなければならない。

2. 業務の目的

業務を行うにあたっては、発注者の環境衛生事業の方針に従い、各処理施設を良好な状態で保持し、しかも安全かつ経済的に業務を遂行するものとする。

また、発注者と一体となって公害防止に充分留意し、良好な生活環境の保全に努めることを目的とする。

3. 業務の範囲

衛生センター内の各施設（前処理設備、脱水設備、汚泥搬出設備及び処理水槽設備）の運転等及び施設内外の環境美化作業等の業務とする。

① 前処理設備の運転関係

- ・ 前処理機（細目スクリーン、スクリュープレス等）及び破碎機の運転
- ・ 投入量の設定
- ・ 機器の日常点検
- ・ 運転日誌の記録
- ・ その他、上記以外に必要な業務を行う

② 脱水設備の運転関係

- ・ 引抜き汚泥の脱水処理（脱水機の運転）
- ・ 引抜き汚泥の濃度測定及び脱水量、上澄水量等の確認
- ・ 引抜き汚泥量の設定及び確認（汚泥量積算計）
- ・ 脱水助剤及び硫酸バンドの注入量の調整
- ・ 薬品類の在庫の確認
- ・ 機器の日常点検
- ・ 運転日誌の記録
- ・ その他、上記以外に必要な業務を行う

③ 汚泥搬出設備の管理関係

- ・ し渣の八代市環境センター（エコエイトやつしろ）への搬出
- ・ 脱水汚泥のフレコンバッグ詰め作業及びフォークリフトによる運搬
- ・ 投入量、放流量、希釈水量、消泡水量、高濃度水量、低濃度水量、雑用水量、冷却水量、脱水液量、ろ過水量、ろ布洗浄水量及び取水量等の使用量の確認及び記録

- ・ 硫酸バンド、苛性ソーダ及び次亜塩素等の使用量の確認及び記録
- ・ 機器の日常点検
- ・ 運転日誌の記録
- ・ その他、上記以外で必要な業務を行う

④ 処理水設備の運転関係

- ・ 酸化槽、曝気槽のSV、MLSS、DO及び槽内温度の測定及び機器の校正
- ・ 酸化槽、曝気槽、放流水のPHの測定及び機器の校正
- ・ 沈澱池、凝集沈澱池、塩素滅菌槽の透視度の確認及び清掃
- ・ 脱臭塔のPHの確認及び機器の校正
- ・ 高分子凝集剤、硫酸バンド、苛性ソーダ及び次亜塩素の補給及び注入量の調整
- ・ 酸化槽、曝気槽の空気量の調整
- ・ 薬品類の在庫の管理
- ・ 各種機器の日常点検及び記録
- ・ 月末には各機器の切換えを行う
- ・ 運転日誌の記録
- ・ その他、上記以外で必要な業務を行う

⑤ 環境美化作業関係

- ・ 各担当範囲内及び倉庫内の清掃、整理整頓、工具類の管理
- ・ 施設内外の除草、グラウンドの除草剤の散布及び整備
- ・ その他、上記以外に指示された業務を行う

4. 業務の体制

(1) 現場代理人の業務

現場代理人は、衛生センター職員の指示によりその業務を行う。

現場代理人は業務要員として技術者1名(現場代理人が兼ねることを含む。)を衛生センター施設内に配置させ業務を行わせるものとする。

(2) 業務要員

業務要員は、し尿処理施設の業務に十分な知識や経験を有し、し尿処理業務を柔軟かつ円滑に行うことができるものとする。

5. 業務の期日等

(1) 業務日

① 業務日は、衛生センターの勤務表により行うものとする。

② 業務日は、月曜日から金曜日とする。

但し、土・日、祝日、年末年始の休日に業務を行うこともある。

③ 土・日曜日に業務を行った場合の休日は振替休日とする。

(2) 土・日、祝日等の業務内容

① 第1、第3、第5土曜日の業務内容

前処理設備、処理水槽設備の運転及び各種記録、機器の日常点検を行う。

② 第2・第4土曜日、日曜日、祝日の業務内容

処理水槽設備の運転及び各種記録、機器の日常点検を行う。

(3) 業務時間

① 1日の業務時間は8時30分～17時15分までの7時間45分（休憩時間は1時間）とし、1週間の業務時間は38時間45分とする。但し、業務時間の開始及び終了時間の変更もある。

② 通常の業務時間以外に業務を行うこともある。

(4) 業務を行わないことができる日数

業務要員は、土・日、祝日、年末年始の休日及び振替休日を除いて、業務の期間内において15日以内に限って業務を行わないことができる。

この場合、事前に休暇願を提出し許可を得ることとする。

6. その他

この仕様書に定めのない業務でも衛生センター職員が必要と認めたときは、職員の指示により業務を行うものとする。